

# 公民館だよりみくにの

令和8年5月  
集い学ぶ交流広場をめざして



姫路市立 御国野公民館

(月曜日休館)

文責：柴田好文

Tel・Fax(079)253-1876

e-mail:mikunino@hi-net.city.himeji.hyogo.jp

住所 姫路市御国野町御着 1142 番地 8

## 教養・地域講座のご案内(5月)

どなたでも参加できます!! 皆さんにお会いできる事を楽しみにしております(\*^\_^\*)  
参加費(材料費等が必要な場合を除き原則無料です)

### 【なかよしランド】

1日(金)10:00~12:00

0歳児から就学前子供と保護者  
親子遊び、工作、子育て相談等  
問合せ:姫路市移動児童センター  
☎294-3346 申し込み不要



4月は、おもちゃでの自由遊び、  
体操や季節のわらべうたあそび、シアター「はらぺこ  
あおむし」を予定しています。

### 【はいはいランド】

28日(木)14:00~15:00

7月は、親子ふれあい遊び、季節のわらべうた遊び  
「おはながわらった」のシアターを予定しています。  
問合せ:姫路市移動児童センター、☎294-3346  
申し込み不要

### 【ふれあい料理教室(女性)】

15日(金)10:00~12:00

細岡 恵子先生

材料費:800円

準備:マスク、三角巾、エプロン、ふきん、手拭き

申込み:必ず1週間前(5/8)までに連絡下さい!

初めての方の参加も大歓迎!!

### 【布ぞうり作り教室】

29日(金)9:30~12:30

内田光子先生

持物:使い古しバスタオル1枚・はさみ

洗濯ばさみ8個ぐらい・定規かメジャー

材料費:300円(ロープ・鼻緒布代)

服装:ズボン着用でお越してください。

5本指の靴下 なければ素足

定員:10名 公民館窓口・お電話にて受付中

### 【こどものうたを歌おう】

17日(日) 0.1.2歳 10:00~11:00

井藤 綾華先生

こどものうたを歌ったり、  
わらべうたによるふれあい遊びをして  
親子でのんびり過ごしませんか?

歌ったあとはみんなで

育児の悩みをお話しましょう♪ 参加費 無料

公民館窓口・お電話にて受付中

### 【さすらいのシンガーじろりん

~ギター弾き語り】

17日(日)14:00~15:30

尾崎 二郎先生

ギターの弾き語りしながら、若いとき芸能界で仕  
事ををした経験を活かし、みなさんの心を揺さぶる  
音楽とお話をします。

どんなお話が聞けるかお楽しみに!(^o^)

定員:25人 参加費 無料

公民館窓口・お電話にて受付中

### 【スマホ教室】

29日(金) 13:30~15:00

姫路市高齢者支援課

スマホのさまざまなお困り事をサポートします!  
相談できます。

定員:15名 参加費 無料

※5人以上の参加で教室開けます

公民館窓口・お電話にて受付中

### 歴史講座

#### 【黒田官兵衛と豊臣兄弟】

30日(土)13:30~15:00

宇那木隆司先生(兵庫県立大非常勤講師)

秀吉・秀長は如何にして天下取りに辿り着いたか!

二人を支えた参謀、播磨の武将黒田官兵衛が  
果たした役割は!

定員:25人 参加費 無料

公民館窓口・お電話にて受付中

## 教養・地域講座 6 月予告 申込み、問い合わせは御国野公民館まで。(☎253-1876)

地域講座	2日(火) 8:30~10:30	グランドゴルフ大会	
地域講座	4日(木) 13:00~14:30	ゲートボール大会	
地域講座	5日(金) 10:00~12:00	なかよしランド	姫路市移動児童C
地域講座	6日(土) 9:30~12:00	男性料理教室	いずみ会
教養講座	7日(日) 14:00~15:00	音楽療法	高橋和美先生
地域講座	14日(日) 9:30~13:00	小学生料理教室	表幸子先生
地域講座	21日(日) 10:00~11:00	健康講座転倒予防体操	横山千春先生

## 令和 8 年 5 月御国野地区主行事。

・ふれあい食事:5月24日(日) @御国野公民館⇒各自治会の公民館、集会所等
・なかよしカフェ:毎週水曜 10:00~11:30 @四郷・東包括支援センター 飲み物+お菓子 100円

## 社会福祉協議会 御国野支部 子育て支援事業 今年度から再開します

みくにのっ子ひろば	5月20日(水) 10:00~11:00	入会式・ 楽しい子育て法	姫路保健所協力	実施場所御国野幼稚園
-----------	-------------------------	-----------------	---------	------------

## 令和 8 年 5 月の自習室として開放日は

5月3日(日)	午後 1:30~ 4:30	中会議室(1F)
5月5日(火)	午後 1:30~ 4:30	中会議室(1F)

## ☆「自転車法改正」が 4 月 15 日(水)にありました。

春の交通安全運動、最終日の 4 月 15 日に兵庫県飾磨警察署の方により、令和 8 年 4 月 1 日から改正道路交通法が施行され、16 歳以上の自転車運転者に対し、車と同様の「交通反則通告制度」いわゆる(青切符)が導入されることになりましたが、改正のポイント、注意点のお話がありました。近年、自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます ※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

### ○自転車安全利用五則

- (1) 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先  
自転車は車道の左端を走行します。右側通行は交通違反です！

### 例外として自転車が歩道を通行できる場合

- ① 道路標識で歩道を通行できるとされている場合
- ② 運転者が  
13 歳未満の子ども 70 歳以上の高齢者 体の不自由な人 の場合
- ③ 車道で工事をしていたり、道幅が狭く、車も多い等、車道が危険な場合

### 〔歩道を通行する場合のルール〕

車道寄りを通行 すぐに停止できる速度で通行  
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければいけません！

- (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- (3) 夜間はライトを点灯
- (4) 飲酒運転は禁止
- (5) ヘルメットを着用

飾磨警察署資料から作成



質問が相次ぎ  
ました！



※お話を聞き、改めて自分の身を守り、他人をけがさせないように  
自転車の交通ルールを守り、安全走行をしなければいけません！